

# 東北地方太平洋沖地震災害 復旧・復興支援についてのお知らせ

## 震災の復旧・復興のご相談は、商工会議所へ!

### 謹んで地震による災害の お見舞いを申し上げます

このたびの「東北地方太平洋沖地震」で被災されました皆さまに、衷心よりお見舞いを申し上げます。

企業の皆さまにおかれましても、この被害により厳しい経営になると思いますが、一日も早く復興されますよう心よりご祈念申し上げます。

今回の大震災は、巨大津波の来襲を伴う、歴史上まれに見る大惨事であることに加え、福島第一原発の事故による環境汚染問題や、計画停電が国民生活はむろんのこと、経済活動に大きな影響を与えております。

わが国にとつて戦後最大の危機ではありますが、国民一人ひとりが現下の困難な状況に立ち向かい、一致団結して復興に取り組めば、必ずや、未来は開けるものと考えています。地域経済を支える商工会議所としても、積極的にその一翼を担っていく覚悟であります。

商工会議所では「東北地方太平洋沖地震災害特別相談窓口」を設置し、企業の皆さまからの相談に対し、迅速かつきめ細かな対応に努めてまいりますので、ぜひご相談くださるようご案内申し上げます。

宇都宮商工会議所 会頭 **北村 光弘**

### 栃木県制度融資

#### 「東北地方太平洋沖地震緊急対策資金」

#### 【融資対象者】

県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者

※被災中小企業者とは、市町長等が発行する被災証明を受けた方です。

(なお、被災証明書は速やかに発行されることになっていきます)

#### 【資金使途】

震災の対応のために必要な運転資金および設備資金(ただし土地取得費は除く)

#### 【融資限度額】

8千万円(運転資金・設備資金)

#### 【融資期間】

10年以内(うち据置期間1年以内)

#### 【融資利率】

年1.4%以内(責任共有制度対象外)

#### 【信用保証】

信用保証協会の保証を付するものとする

#### 【取扱金融機関】

銀行、信用金庫、信用組合および商工中金の県内営業店

#### 【運用開始】

3月17日(木)

※なお、地震により間接的な影響を受けた中小企業者の方については、経営安定資金(基礎強化融資)を利用することが可能です。

問合せ

栃木県経営支援課金融担当  
☎6233-3180  
経営支援部 ☎6373-1331

### 宇都宮市制度融資

#### 「緊急景気対策特別資金(災害関連)」

#### 【対象】

事業所などが直接被災された中小企業者(信用保証協会の審査あり)

【内容】 事業の再建に必要な運転・設備資金を融資します

【融資額】 1企業3千万円以内(申込額1千万円以内については信用保証料補助あり)

【融資期間】 10年以内(うち据置期間1年以内)

【金利】 1.4%(7年以内)、1.5%(10年以内)

問合せ

宇都宮市商工振興課  
☎6322-434  
経営支援部 ☎6373-1331

### セーフティネット保証(5号)の 全業種への適用

景気対応緊急保証制度につきましては、平成23年3月末をもって終了となる予定でしたが、今般の震災への資金繰り支援策として、引き続き、原則全業種(82業種)を対象とすることとなりました。

同制度の利用企業にかかる認定基準につきましては、今般の地震にかかる要件が追加されたことにより変更されました。

#### 【利用企業にかかる認定基準】

#### ①または②に該当する中小企業

- ①最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- ②平成23年東北地方太平洋沖地震の発

### 義援金を受け付けています

地震により被災された方々のために、商工会議所窓口および銀行振り込みにて義援金を受け付けていますので、ご協力をお願いいたします。

義援金受付口座	
銀行名	足利銀行 宇都宮支店 / 栃木銀行 本店
口座番号	(普)3520516 / (普)1024248
口座名	宇都宮商工会議所 東北地方太平洋沖地震災害救援募金 会頭 北村光弘

※足利銀行様および栃木銀行様のご協力により、各銀行の本支店に手数料が無料となる専用の振込用紙を設置しています。

問合せ

総務部 ☎6373-1331

### 電力使用抑制について

東京電力管内では電力供給設備に大きな被害がでており、相当量の供給が不足する緊急異常事態に直面しています。

これに伴い経済産業省から日本商工会議所に対して、産業界においても最大限の電力使用抑制を求める要請があり、これを受け日本商工会議所から各地の商工会議所

問合せ

経営支援部 ☎6373-1331

### 小規模企業共済からのお知らせ

●傷病災害貸付  
震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛金合計額の範囲内で事業資金を貸し付けします。

#### ●掛金の納付期限の延長等

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限を当面6カ月延長するとともに、契約貸付の償還期間を当面6カ月延長することとし、

### 特別相談窓口の設置

商工会議所では、地震の被害を受けた企業の皆さまに対し、少しでも早く事業が回復できるよう「東北地方太平洋沖地震災害特別相談窓口」を設置しました。親身に、きめ細かな対応に努めてまいりますので、ご相談ください。

問合せ

経営支援部 ☎6373-1331

### 被害状況および関係機関への 要望をお寄せください

商工会議所では会員の皆さまの被害状況や、皆さまの要望の把握に努めているところです。

商工会議所からもご連絡させていただくことがあります。会員の皆さまからホームページのメールアドレスをご活用いただき、情報をお寄せいただくと、大変助かります。ご協力をお願いします。

<http://www.u-cci.or.jp/inq/index.html>

問合せ

総務部 ☎6373-1331

### 経営セーフティ共済(中小企業倒産 防止共済)からのお知らせ

●掛金の納付期限の延長等  
被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について当面6カ月延長するとともに、貸付金の償還期限について当面6カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除します。

問合せ

経営支援部 ☎6373-1331

### 計画停電に対する緊急要望を行いました

栃木県商工会議所連合会および県内9商工会議所は連名で3月22日(火)、日本商工会議所に対して緊急要望を行いました。

#### 緊急要望内容(部抜粋)

計画停電実施から約1週間が経過し、会員企業等からは計画的な事業運営に支障をきたしているとの声が数多く寄せられるなど、経済活動に大きな混乱を及ぼ

している現状がございます。産業活動の継続性を考えれば、地域別に数時間の輪番停電を実施するよりも、使用電力量の総量規制や屋外広告の利用制限など電気事業法に基づく措置等の方が効果的かと考えます。

つきましては、電力会社主導で実施されている計画停電に代え、政府主導による電力抑制策を早急に実施するよう強く要望いたします。